令和８年度

保育所の自己評価表

（６月，９月，１２月，３月）

認定こども園函館市つつじ保育園

	自己評価の観点	具体的項目
保育理念	子どもの最善の利益の考慮 ①　子どもの人権の尊重 ②　保育方針・保育目標	・（ ○ ）一人ひとりの子どもの自主性を尊重し，子どもの状況を尊重している。 ・（ ○ ）温かみのある穏やかな言葉遣いである。 ・（ ○ ）せかす言葉や制止する言葉が必要以上にない。 ・（ ○ ）子どもの発達状況に配慮した指導計画になっている。 ・（ ○ ）子どもの発達状態に即した保育になっている。
子どもの発達援助	１　子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場 ①　健康・安全で心地よい生活 ②　子どもの主体的な生活 ③　人との関わりを育む環境 ２　生活と発達の連続性 ①　子ども観・発達観の理解と共有 ②　発達過程に応じた保育 ③　個人差への配慮 ④　生活の連続性 ３　養護と教育の一体的展開 ①　主に乳児保育における養護と教育の一体的展開 ②　主に１，２歳児の保育における養護と教育の一体的展開 ③　主に３，４，５歳児の保育における養護と教育の一体的展開 ４　環境を通して行う保育 ①　保育の環境 ・　人的環境 ・　知的環境 ・　空間 ・　自然や社会事象等 ②　環境の構成・再編成	・（ ○ ）身体的な心地よさ（採光，換気，温度，湿度），精神的な心地よさ（配色，装飾の工夫等）が，配慮されている。 ・（ ○ ）子どもの自発的，意欲的に関われるような環境を設定して保育している。 ・（ ○ ）遊びや生活を通して人間関係が育つように配慮している。 ・（ ○ ）子どもに対する援助（一緒に喜ぶ，共感する，助言する，提案する，見守る，環境を構成する）が適切にされている。 ・（ ○ ）子どもが興味や関心を持ち，思わず関わってみたくなるような環境(物，人，事柄，雰囲気)がある。 ・（ ○ ）具体的なねらいを達成するために，柔軟な対応をしている。 ・（ ○ ）社会的ルール（常識といわれる範囲のもの）を保育の中で伝えている。 ・（ ○ ）支援を必要としている子どもに対し，適切な援助が行われているように職員全体で障がいについて理解し，連携ができる体制を構築し，最善の環境をつくるよう配慮している。 ・（ ○ ）日々の保育の中で，子どもの「食を営む力」の育成に配慮している。 ・（ ○ ）保護者，保育士，栄養士，調理員などと連携し，共感しながら，食べることの楽しさ・大切さ・食と社会のつながりなど，「生きた食育」となるよう心がけている。
保護者に対する支援	１　家庭との緊密な連携 ①　子どもの成長の喜びを共有 ②　保育内容等の説明・応答責任 ③　子育てに関する相談・援助 ④　保護者への個別支援 ２　地域における子育て支援 ①　保育所機能の開放 ②　関連機関との連携 ③　情報提供	・（ ○ ）いつでも保護者からの相談に応じられるような体制を作り，子育ての不安や悩みを話せるような雰囲気づくりを心がけている。 ・（ ○ ）虐待の防止，早期発見，通報に配慮している。 ・（ ○ ）地域の関係機関等についての情報を収集し，それを職員が共有している。

	自己評価の観点	具体的項目
保育を支える組織的基盤	1　健康及び安全の実施体制 ①　健康・安全で心地よい生活 ②　安全・衛生管理 ③　家庭や保健・医療機関との連携 2　職員の資質向上 ①　保育の計画 ②　保育士等の自己評価 ③　保育所の自己評価 ④　研修 3　運営・管理・社会的責任 ①　法令等の遵守 ②　個人情報の取扱と苦情解決の責任 ③　施設長の責務	・（ ○ ）子どもの心身の状態等を把握し，適切に対応している。 ・（ ○ ）家庭での生活，養育の状態等を見守り，職員全体の共通認識のもとに，組織的に対応している。 ・（ ○ ）職員参加により保育内容を点検し，定期的に自己評価および，保育所評価をしている。 ・（ ○ ）保育業務の中で知り得た内容の秘密保持を徹底している。 ・（ ○ ）職員間において常に報告，連絡，相談の体制が機能している。 ・（ ○ ）倫理観を総合的に高めながら，保育の技術を習得し職員間での知識の共有を図り協働性に努めている。 ・（ ○ ）園長及び主席保育士のリーダーシップが発揮されている。

問題点	改善策
・送迎時の園児の受け渡しについて	・登園時泣いてしまう子の対応について，子どもの気持ちに寄り添う対応を続けていく。。
・保護者対応について	降園時の玄関対応についても，勢いよく走り出る子などケガなどしないように気をつけていく。 ・話しやすい雰囲気づくりを心がけ，お子さんの情報共有を続けていく。

園長	佐藤　小枝子	主席	工藤　香織

※ 記載にあたっては，（　　）内に，職員全員ができていることには○を，一人でもできていない職員がいると思われる事項には△を，半数以上ができていないと思われる事項には×をつけ，園長の責任の下にその事項について職員会議等で話し合いを持ち，職員での改善の周知を図ることとする。

【保育指針　第４章保育の計画及び評価２の（２）による】

（２）保育所の自己評価

ア　保育所は，保育の質の向上を図るため，保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ，当該保育園の保育の内容等について，自ら評価を行い，その結果を公表するように努めなければならない。

イ　保育所の自己評価を行うに当たっては，次の事項に留意しなければならない。

(ｱ)　地域の実情や保育所の実態に即して，適切に評価の観点や項目を設定し，全職員による共通理解を持って取り組むとともに，評価の結果を踏まえ，当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(ｲ)　児童福祉施設最低基準第３６条の趣旨を踏まえ，保育の内容等の評価に関し，保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。